

## 船橋市行政経営本部設置要綱

### (設置)

第1条 本市が将来にわたり発展したまちであり続けるためには、山積する諸課題の解消と安定した行財政運営の両立を図る必要がある。このことから、本市の限られた財源、人材及び施設等の経営資源を効率的・効果的に運用し、最適化を図ることを目的として、船橋市行政経営本部（以下「経営本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 経営本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 経営資源の最適化に係る基本的な方針に関すること。
- (2) 経営資源の最適化に係る進行管理に関すること。
- (3) その他経営資源の最適化に係る重要事項に関すること。

### (組織)

第3条 経営本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 健康福祉局長、建設局長、企画財政部長、総務部長及び管理部長
- (4) その他経営資源の最適化に関連する事業を所管する部の部長

### (本部長及び副本部長)

第4条 経営本部に本部長及び副本部長を置く。

- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は船橋市副市長の事務分担を定める規則（平成元年船橋市規則第68号）第2条に規定する企画財政部の事務を担当する副市長をもって充てる。
- 3 本部長は、所掌事務を総括し、経営本部を代表する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代行する。

### (会議)

第5条 経営本部の会議は、必要の都度本部長が招集し、議事の進行及び整理は、企画財政部長が行う。

- 2 本部長は、必要に応じて、第3条各号に掲げる者以外の者を会議に出席させることが

できる。

(作業部会)

第6条 経営資源の最適化に係る具体的な調査検討を行うため、経営本部に作業部会を置く。

2 作業部会は、次に掲げる課の課長をもって組織する。

(1) 政策企画課、行政経営課、財政課、人事課、デジタル行政推進課及び教育総務課

(2) その他経営資源の最適化に関連する事業を所管する課

3 作業部会に部会長を置き、行政経営課長をもって充てる。

(ワーキンググループ)

第7条 部会長は、作業部会が行う調査検討に必要な実務的な作業を行わせるため、作業部会にワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループの構成員は、前条第2項各号に掲げる者が推薦する職員のうちから、部会長が指名する。

(意見の聴取)

第8条 本部長は、本市が推進する経営資源の最適化の取組みに関し、必要に応じて、有識者等の意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 経営本部及び作業部会の庶務は、企画財政部行政経営課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、経営本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。